

金融機関各位

宮崎県信用保証協会

保証申込時における各種ご協力のお願い

保証審査の更なる迅速化を図り、中小企業者様への円滑な資金供給を行うため、以下の事項について、ご協力をお願いいたします。

【ご協力依頼事項】

共通事項	
①	保証依頼書・申込書に記入漏れが多見され支障を来しています。提出前の再確認をお願い致します。
②	個人の申告書提出時は、個人番号（マイナンバー）のマスキング処理の徹底をお願いします。
③	試算表を添付下さい。（決算期より6カ月以降経過分）
④	預貸金残高等資料（法人の場合は代表者等個人分を含む）を添付下さい。
⑤	申込時点の他行を含めた借入残、約定額がわかる資料を添付下さい。
⑥	貸付金、仮払金等の資金流出がある場合、発生要因、今後の見込等をご記載下さい。
⑦	減価償却不足をご認識の場合は、要因や今後の改善見通し等をご記載下さい。
新規先	
①	保証協会へ新規申込の場合、自金融機関作成の債務者概要及びビジネスモデル等を添付下さい。（企業様の会社案内等でも可）
運転資金	
①	具体的使途、必要性及び申込額算出の根拠又は妥当性をご記載下さい。
②	年間償還見込み額が、償却前利益を上回る場合、長期償還計画表又は今後の償還見通し等を添付下さい。
設備資金	
①	営業車入替及び10百万円未満等の安価な設備以外は、投資効果、収支計画書を添付下さい。
②	収益物件購入及び担保付案件の場合は、これまで同様に登記簿謄本、地図、写真を添付下さい。 尚、既に収益物件を保有している場合、物件別の入居率、収支状況が分かる資料を添付下さい。
経営支援貸付（売上減少等対策）	
①	保証依頼書の「保証制度（略称）」には、制度名に加え、対象要件（ア）～（エ）もご記載下さい。（例：県売上減少（ア）、県売上減少（エ）等）
②	要件確認のため、所定のチェックシートを添付下さい。
③	回答内容の統一及び電話対応時間軽減のため、本制度のお問い合わせは各金融機関の本部に集約の上、本部から当協会にお問い合わせ下さい。
その他	
①	事前協議は、原則、設備資金に限って行って下さい。 ※運転資金については、特殊な事案の場合のみ、電話にてお問い合わせ下さい。
②	保証書の再発行依頼が多見されます。保証書のお取り扱いにご注意下さい。